

答申第 369 号

平成 20 年 6 月 24 日

神奈川県教育委員会

委員長 平 出 彦 仁 殿

神奈川県情報公開審査会

会 長 堀 部 政 男

行政文書公開請求拒否処分に関する不服申立てについて（答申）

平成 20 年 2 月 6 日付けで諮問された県立高校における転落事故に係る
報告書等不存在の件（諮問第 569 号）について、次のとおり答申します。

1 審査会の結論

実施機関が、県立高校の校舎窓からの不慮の転落による負傷又は死亡事故に係る、平成 15 年度以前の報告書及び年度別発生件数の統計は存在しないとして、公開を拒んだことは、妥当である。

2 不服申立てに至る経緯

- (1) 不服申立人は、神奈川県情報公開条例（以下「条例」という。）第 9 条の規定に基づき、平成 19 年 9 月 20 日付けで、神奈川県教育委員会（以下「教育委員会」という。）に対して、県立高校の校舎窓からの不慮の転落による負傷又は死亡事故（以下「転落事故」という。）に係る、過去 10 年分の報告書及び年度別発生件数の統計（以下「本件統計」という。）について、行政文書の公開請求をした。
- (2) これに対し、教育委員会は、平成 19 年 10 月 3 日付けで、平成 15 年度以前の転落事故に係る報告書（以下「本件報告書」という。）は保存期間満了により、また、本件統計は作成していないことにより、いずれも存在しないとして、公開を拒む決定（以下「本件処分」という。）をした。
- (3) 不服申立人は、平成 19 年 11 月 12 日付けで教育委員会に対して、行政不服審査法第 4 条の規定に基づき、本件処分の取消しを求めるという趣旨の不服申立てをした。

3 不服申立人の主張要旨

不服申立人の主張を総合すると、次のとおりである。

- (1) 実施機関は、本件報告書及び本件統計（以下「本件行政文書」と総称する。）は存在しないとして本件処分を行ったが、本件報告書については、3 年保存とする根拠が不明確であり、また、本件統計は作成されるべきである。

本件行政文書の不存在を理由とする本件処分は決して許されるものではなく、保管されているべき情報の隠ぺいであり、行政の透明性と説明責任をうたう条例の趣旨及び目的に反する極めて不当かつ違法な処分である。

- (2) 本件行政文書は、学校生活における生徒の安全と命に直結する極めて重

要な文書であるから、本件行政文書を適正に保管し、いつでも供用可能な状態にすることは、県当局としての義務である。

神奈川県では、平成19年度に4件の転落事故が発生しているが、本件行政文書を有効に利用することにより、同種事故発生の未然防止が可能となり、学校生活の中での生徒の安全が確保される。したがって、事故報告書は長期間、特に重大事故については永年保存すべきである。

4 実施機関（教育局子ども教育支援課）の説明要旨

実施機関の説明を総合すると、次のとおりである。

（1）本件報告書について

教育委員会では、神奈川県教育委員会行政文書管理規則（以下「規則」という。）に基づき、事故報告書を保存している。行政課及び教職員課が所掌する人事に関する事故報告書は5年保存としているが、子ども教育支援課が収受する事故報告書は人事に関するものではないことから、規則別表の「職員の服務に関するもの」に類するものとして扱い3年保存としている。また、県立高校に対しても、事務連絡「県立高等学校における主な行政文書の保存期間の目安について」（以下「事務連絡」という。）により、事故報告書は3年保存との目安を示し、取り扱っているところである。

したがって、本件報告書は、保存期間が満了したことにより存在しない。

（2）本件統計について

子ども教育支援課では、事故報告書の収受に当たっては、指導主事が校長と面談し、内容についての質疑を行っている。その際、学校の事故対応及び再発防止に向けた取組内容を確認し、指導及び助言を行うとともに、必要に応じて学校訪問を実施している。このように、報告のあった事故については丁寧な対応に努めているが、収受する事故報告書の内容について項目名を付して統計化をするということを行っていない。

したがって、本件統計は、作成していないため存在しない。

（3）その他

従来、学校の児童生徒に係る事故については、子ども教育支援課が事故報告書を収受していたが、安全管理を所掌する保健体育課にも報告される

場合があり、平成19年11月以降は、転落事故に係る報告についてはすべて保健体育課が取り扱うこととした。

教育委員会としては、校舎からの転落事故について座視するつもりはない。平成19年度末には、保健体育課から注意喚起の通知を出し、事故報告書を持参して来庁した校長には、再発防止に向けた取組についての助言を行っている。

校舎からの転落事故は、「ついうっかり」という場合よりも、運動能力に自信のある生徒が、隣の教室に移ろうとしてひさしに出た際等に、誤って落下することにより発生している場合が多い。したがって、生徒に対する粘り強い指導を続ける中で、事故が起きない体制を作っていくことが第一であると考えている。

5 審査会の判断理由

(1) 審査会における審査方法

当審査会は、本諮問案件を審査するに当たり、神奈川県情報公開審査会審議要領第8条の規定に基づき委員を指名し、指名委員は不服申立人から口頭による意見を、また、実施機関の職員から口頭による説明を聴取した。それらの結果も踏まえて次のとおり判断する。

(2) 本件行政文書の存否について

ア 実施機関は、事故報告書について規則別表の「職員の服務に関するもの」に類するものとして扱い3年保存としているため、本件行政文書のうち、本件報告書は保存期間が満了したことにより存在しないと説明している。

当審査会において規則を確認したところ、規則第9条第2項は、「行政文書について、別表の保存期間の区分の欄に掲げる区分に応じ、それぞれ同表の行政文書の類型の欄に掲げる類型に基づき、保存期間を設定しなければならない」と規定しており、「職員の服務に関するもの」に類するものは、「3年保存とするもの」の行政文書の類型の欄に該当するものと認められる。また、県立高校においても、規則及び事務連絡に基づき、事故報告書は3年保存として取り扱われている。

したがって、本件報告書の保存期間は3年であることが認められ、本件行政文書のうち、本件報告書は保存期間が満了したことにより存在しないとの実施機関の説明に不合理な点はない。

イ 実施機関は、事故報告書の内容について統計化を行っていないことから、本件行政文書のうち、本件統計は作成していないため存在しないと説明している。

不服申立人は、本件統計は作成されるべきであると主張しているが、事故報告書の内容について統計を作成するか否かは、事故報告書に係る事務を所掌する実施機関が判断するものであると考えられ、また、本件統計の存在を示すような特段の事情も認められない。

したがって、本件行政文書のうち、本件統計は作成していないため存在しないとの実施機関の説明に不合理な点はない。

(3) その他

当審査会は、行政文書の公開請求に係る諾否決定についてなされた行政不服審査法に基づく不服申立てに対する決定等を実施機関が行うに際しての意見を求められているものであり、前記3(2)の不服申立人の主張については、意見を述べる立場にない。

6 審査会の処理経過

当審査会の処理経過は、別紙のとおりである。

別 紙

審 査 会 の 処 理 経 過

年 月 日	処 理 内 容
平成 20 年 2 月 6 日	○ 諮問
2 月 12 日	○ 実施機関に非公開等理由説明書の提出を要求
2 月 25 日	○ 実施機関から非公開等理由説明書を受理
2 月 28 日	○ 不服申立人に非公開等理由説明書を送付
3 月 24 日	○ 不服申立人から非公開等理由説明書に対する意見書を受理
同日 (第 71 回部会)	○ 審議
4 月 16 日	○ 指名委員により実施機関の職員から非公開等理由説明を聴取 ○ 指名委員により不服申立人から意見を聴取
4 月 30 日 (第 72 回部会)	○ 審議
5 月 28 日 (第 73 回部会)	○ 審議

神奈川県情報公開審査会委員名簿

氏名	現職	備考
金子 正史	同志社大学教授	会長職務代理者 部会員
沢藤 達夫	弁護士（横浜弁護士会）	部会員
鈴木 敏子	横浜国立大学教授	
玉巻 弘光	東海大学教授	
辻山 栄子	早稲田大学教授	部会員
東 玲子	弁護士（横浜弁護士会）	
堀部 政男	一橋大学名誉教授	会長 (部会長を兼ねる)

(平成 20 年 6 月 24 日現在) (五十音順)